

別表3

令和7年度 水質検査計画

⑦ シートG

水系：戸狩第1水源 原水

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

⑦ シートG

水系：吉田第1水源 原水

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度							設 定 理 由	検査月															
					シートAとしての頻度								4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計			
					1月	2月	3月	6月	1年	3年																		
基1	一般細菌		1回 / 1年	100 CFU/ml 以下	1年	1回 /				◎																1		
基2	大腸菌		1回 / 1年	検出されないこと	3月	1回 /			◎																	4		
基3	カドミウム及びその化合物		1回 / 1年	0.003 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基4	水銀及びその化合物		1回 / 1年	0.0005 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基5	セレン及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基6	鉛及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基7	ヒ素及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基8	六価クロム化合物		1回 / 1年	0.02 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基9	亜硝酸態窒素		1回 / 1年	0.04 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回 / 1年	10 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基12	フッ素及びその化合物		1回 / 1年	0.8 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基13	ホウ素及びその化合物		1回 / 1年	1.0 mg/L以下	1月	1回 /	◎																			12		
基14	四塩化炭素		1回 / 1年	0.002 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基15	1,4-ジオキサン		1回 / 1年	0.05 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回 / 1年	0.04 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基17	ジクロロメタン		1回 / 1年	0.02 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基18	テトラクロロエチレン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基19	トリクロロエチレン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基20	ベンゼン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基21	塩素酸			0.6 mg/L以下																								
基22	クロ酢酸			0.02 mg/L以下																								
基23	クロホルム			0.06 mg/L以下																								
基24	ジクロロ酢酸			0.03 mg/L以下																								
基25	ジブロモクロロメタン			0.1 mg/L以下																								
基26	臭素酸			0.01 mg/L以下																								
基27	総トリハロメタン			0.1 mg/L以下																								
基28	トリクロロ酢酸			0.03 mg/L以下																								
基29	ブロモジクロロメタン			0.03 mg/L以下																								
基30	ブロモホルム			0.09 mg/L以下																								
基31	ホルムアルデヒド			0.08 mg/L以下																								
基32	亜鉛及びその化合物		1回 / 1年	1.0 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基33	アルミニウム及びその化合物		1回 / 1年	0.2 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基34	鉄及びその化合物		1回 / 1年	0.3 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基35	銅及びその化合物		1回 / 1年	1.0 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基36	ナトリウム及びその化合物		1回 / 1年	200 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基37	マンガン及びその化合物		1回 / 1年	0.05 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基38	塩化物イオン		1回 / 1年	200 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回 / 1年	300 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基40	蒸発残留物		1回 / 1年	500 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基41	陰イオン界面活性剤		1回 / 1年	0.2 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基42	ジェオシン		1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基43	2-メチルイソボルネオール		1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基44	非イオン界面活性剤		1回 / 1年	0.02 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基45	フェノール類		1回 / 1年	0.005 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		1回 / 1年	3 mg/L以下	1年	1回 /				◎																1		
基47	pH値		1回 / 1年	5.8以上8.6以下	1年	1回 /				◎																1		
基48	味			異常でないこと																								
基49	臭気		1回 / 1年	異常でないこと	1年	1回 /				◎																1		
基50	色度		1回 / 1年	5 度以下	1年	1回 /				◎																1		
基51	濁度		1回 / 1年	2 度以下	1年	1回 /				◎																1		
管31	PFOS及びPFOA				1年	1回 /			◎																	2		
	クリプトスפורジウム																											
	嫌気性芽胞菌				3月	1回 /			◎																	4		
	トリハロメタン生成能																											
					計	1		2	1	37																		

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度								設 定 理 由	検査月															
					シートAとしての頻度							1年		3年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計		
					1月	2月	3月																						
基1	一般細菌		1回 / 1年	100 CFU/ml 以下	1年	1回 /					◎																1		
基2	大腸菌		1回 / 1年	検出されないこと	1年	1回 /					◎		クリプト指標菌として検査する。(嫌気性芽胞菌と合わせて検査する。)																1
基3	カドミウム及びその化合物		1回 / 1年	0.003 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基4	水銀及びその化合物		1回 / 1年	0.0005 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基5	セレン及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基6	鉛及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基7	ヒ素及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基8	六価クロム化合物		1回 / 1年	0.02 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基9	亜硝酸態窒素		1回 / 1年	0.04 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回 / 1年	10 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基12	フッ素及びその化合物		1回 / 1年	0.8 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基13	ホウ素及びその化合物		1回 / 1年	1.0 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基14	四塩化炭素		1回 / 1年	0.002 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基15	1,4-ジオキサン		1回 / 1年	0.05 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回 / 1年	0.04 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基17	ジクロロメタン		1回 / 1年	0.02 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基18	テトラクロロエチレン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基19	トリクロロエチレン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基20	ベンゼン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基21	塩素酸			0.6 mg/L以下																									
基22	クロ酢酸			0.02 mg/L以下																									
基23	クロホルム			0.06 mg/L以下																									
基24	ジクロ酢酸			0.03 mg/L以下																									
基25	ジブロモクロロメタン			0.1 mg/L以下																									
基26	臭素酸			0.01 mg/L以下																									
基27	総トリハロメタン			0.1 mg/L以下																									
基28	トリクロ酢酸			0.03 mg/L以下																									
基29	ブロモジクロロメタン			0.03 mg/L以下																									
基30	ブロモホルム			0.09 mg/L以下																									
基31	ホルムアルデヒド			0.08 mg/L以下																									
基32	亜鉛及びその化合物		1回 / 1年	1.0 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基33	アルミニウム及びその化合物		1回 / 1年	0.2 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基34	鉄及びその化合物		1回 / 1年	0.3 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基35	銅及びその化合物		1回 / 1年	1.0 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基36	ナトリウム及びその化合物		1回 / 1年	200 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基37	マンガン及びその化合物		1回 / 1年	0.05 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基38	塩化物イオン		1回 / 1年	200 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回 / 1年	300 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基40	蒸発残留物		1回 / 1年	500 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基41	陰イオン界面活性剤		1回 / 1年	0.2 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基42	ジェオスミン		1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基43	2-メチルイソボルネオール		1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基44	非イオン界面活性剤		1回 / 1年	0.02 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基45	フェノール類		1回 / 1年	0.005 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		1回 / 1年	3 mg/L以下	1年	1回 /					◎																1		
基47	pH値		1回 / 1年	5.8以上8.6以下	1年	1回 /					◎																1		
基48	味			異常でないこと									原水の検査対象外																
基49	臭気		1回 / 1年	異常でないこと	1年	1回 /					◎																1		
基50	色度		1回 / 1年	5 度以下	1年	1回 /					◎																1		
基51	濁度		1回 / 1年	2 度以下	1年	1回 /					◎																1		
管31	PFOS及びPFOA				1年	1回 /					◎		検出値が定量下限値未満であるため、年1回の検査とする。																1
	クリプトスポリジウム																												
	嫌気性芽胞菌				1年	1回 /					◎		クリプト指標菌として検査する。(大腸菌と合わせて検査する。)																1
	トリハロメタン生成能																												

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度							設 定 理 由	検査月																
					シートAとしての頻度								1 年	3 年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計		
					1 月	2 月	3 月																						
基1	一般細菌		1回 / 1年	100 CFU/ml 以下	1年	1回 /					◎	ｸﾘﾌﾄ指標菌として検査する。(大腸菌と合わせて検査する。)				○												1	
基2	大腸菌		1回 / 1年	検出されないこと	1年	1回 /					◎						○												1
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物		1回 / 1年	0.003 mg/L 以下	1年	1回 /					◎						○												1
基4	水銀及びその化合物		1回 / 1年	0.0005 mg/L 以下	1年	1回 /					◎						○												1
基5	ｾﾚﾆ及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L 以下	1年	1回 /					◎						○												1
基6	鉛及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L 以下	1年	1回 /					◎						○												1
基7	ヒ素及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L 以下	1年	1回 /					◎						○												1
基8	六価クロム化合物		1回 / 1年	0.02 mg/L 以下	1年	1回 /					◎						○												1
基9	亜硝酸態窒素		1回 / 1年	0.04 mg/L 以下	1年	1回 /					◎						○												1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		1回 / 1年	0.01 mg/L 以下	1年	1回 /					◎						○												1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回 / 1年	10 mg/L 以下	1年	1回 /					◎					○												1	
基12	フッ素及びその化合物		1回 / 1年	0.8 mg/L 以下	1年	1回 /					◎					○												1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回 / 1年	1.0 mg/L 以下	1年	1回 /					◎					○												1	
基14	四塩化炭素		1回 / 1年	0.002 mg/L 以下	1年	1回 /					◎					○												1	
基15	1,4-ジオキサン		1回 / 1年	0.05 mg/L 以下	1年	1回 /					◎					○												1	
基16	ｼｽｰ1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回 / 1年	0.04 mg/L 以下	1年	1回 /					◎					○												1	
基17	ｼｸﾛﾛﾒﾀﾝ		1回 / 1年	0.02 mg/L 以下	1年	1回 /					◎					○												1	
基18	ﾄﾚｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回 / 1年	0.01 mg/L 以下	1年	1回 /					◎					○												1	
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回 / 1年	0.01 mg/L 以下	1年	1回 /					◎					○												1	
基20	ﾍﾞﾝゼﾝ		1回 / 1年	0.01 mg/L 以下	1年	1回 /					◎					○												1	
基21	塩素酸			0.6 mg/L 以下								消毒副生成物であり、原水の検査対象外																	
基22	クロ酢酸			0.02 mg/L 以下																									
基23	クロホルム			0.06 mg/L 以下																									
基24	ｼｸﾛ酢酸																												

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度							設 定 理 由	検査月																	
					シートAとしての頻度								1月	2月	3月	1年	3年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
					1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回		8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回	21回	22回	23回	24回	
基1	一般細菌		1回 / 1年	100 CFU/ml 以下	1年	1回 /					◎																	1		
基2	大腸菌		1回 / 1年	検出されないこと	1年	1回 /					◎																	1		
基3	カドミウム及びその化合物		1回 / 1年	0.003 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基4	水銀及びその化合物		1回 / 1年	0.0005 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基5	セレン及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基6	鉛及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基7	ヒ素及びその化合物		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基8	六価クロム化合物		1回 / 1年	0.02 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基9	亜硝酸態窒素		1回 / 1年	0.04 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回 / 1年	10 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基12	フッ素及びその化合物		1回 / 1年	0.8 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基13	ホウ素及びその化合物		1回 / 1年	1.0 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基14	四塩化炭素		1回 / 1年	0.002 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基15	1,4-ジオキサン		1回 / 1年	0.05 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回 / 1年	0.04 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基17	ジクロロメタン		1回 / 1年	0.02 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基18	テトラクロロエチレン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基19	トリクロロエチレン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基20	ベンゼン		1回 / 1年	0.01 mg/L以下	1年	1回 /					◎																	1		
基21	塩素酸			0.6 mg/L以下																										
基22	クロロ酢酸			0.02 mg/L以下																										
基23	クロロホルム			0.06 mg/L以下																										
基24	ジクロロ酢酸			0.03 mg/L以下																										

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]

(水質検査計画における実施頻度の決定)

[illegible]